

新潟市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第 8 号

新潟市公印規則の一部を改正する規則

新潟市公印規則（昭和40年新潟市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表のうち（1）の表新潟市建築主事印の項を削り、別表のうち（2）の表中

「

新潟市長印	正方形 21	てん書	市民税課所管 事務に関する 行政文書に係 る電子印用	財務部 市民税 課長	1	財務部 市民税 課	新潟市 長印
-------	-----------	-----	-------------------------------------	------------------	---	-----------------	-----------

」

を

「

新潟市長印	正方形 21	てん書	税制課所管事 務に関する行 政文書に係る 電子印用	財務部 税制課 長	1	財務部 税制課	新潟市 長印
新潟市長印	正方形 21	てん書	市民税課所管 事務に関する 行政文書に係 る電子印用	財務部 市民税 課長	1	財務部 市民税 課	

」

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。